

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する  
明細書

連 結 年 度	結 業 年 度	法人名	( ) 円						
各 連 結 法 人 に お け る 計 算 場 合	地区又は地域	措法第68条の63第1項の表の各号又は第2項の区分 〔第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)〕	1	第1号 ・ 第2号 ・ 第2項	特 別 控 除 額 の 計 算	情報通信産業特別地区	特定事業に係る連結所得の金額	13	
	設立年月日	2	平	・		特別控除額 $((13) \text{ 又は } (22) \times \frac{(13)}{(19)}) \times \frac{40}{100}$	14		
	認定法人としての認定を受けた日	3	平	・		国際物流拠点産業集積地域	特定事業に係る連結所得の金額	15	
	事業種目	4				特別控除額 $((15) \text{ 又は } (22) \times \frac{(15)}{(19)}) \times \frac{40}{100}$	16		
	(1)が第1号又は第2号の場合	5				経済金融活性化特別地区	特別控除額 (各連結法人の(12)の合計)	17	
	(1)が第1号又は第2号の場合	6				特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算	連結所得金額仮計 (別表四の二「34の①」)	18	
	(1)が第1号又は第2号の場合	7				特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算	全軽減対象連結所得金額 (13) + (15) + (各連結法人の(8)の合計)	19	
	(1)が第1号又は第2号の場合	8				特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算	特定事業軽減対象連結欠損金額の合計額	20	
	(1)が第1号又は第2号の場合	9				特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算	軽減対象連結欠損金額の合計額	21	
	(1)が第1号又は第2号の場合	10				特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算	調整軽減対象連結所得金額 (18)と(19) - (20) - (21)のうち少ない金額	22	
	(1)が第1号又は第2号の場合	11							
	(1)が第1号又は第2号の場合	12							

別表十の二(一) 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

## 別表十の二（一）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第 68 条の 63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「特別控除額の個別帰属額  
(8)又は(22)× $\frac{(8)}{(19)}$ × $\frac{40}{100}$ ×(11)<sup>12</sup>、

「特別控除額  
(13)又は(22)× $\frac{(13)}{(19)}$ × $\frac{40}{100}$ <sup>14</sup>及び

「特別控除額  
(15)又は(22)× $\frac{(15)}{(19)}$ × $\frac{40}{100}$ <sup>16</sup>の各欄は、各連結事

業年度において措置法令第 39 条の 90 第 6 項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）に規定する特定事業軽減対象連結欠損金額若しくは軽減対象連結欠損金額がある場合又は同項に規定する全軽減対象連結所得金額が同項に規定する全連結所得金額を超える場合（以下「特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合」といいます。）にはそれぞれ「(8)又は」、「(13)又は」及び「(15)又は」を消し、その他の場合にはそれぞれ「又は(22)× $\frac{(8)}{(19)}$ 」、  
「又は(22)× $\frac{(13)}{(19)}$ 」及び「又は(22)× $\frac{(15)}{(19)}$ 」を消します。

3 「特定事業に係る連結所得の金額 13」及び「特定事業に係る連結所得の金額 15」の各欄は、措置法令第 39 条の 90 第 3 項及び第 7 項の規定により計算した金額をそれぞれ記載し、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

4 「特別控除額  
(15)又は(22)× $\frac{(15)}{(19)}$ × $\frac{40}{100}$ <sup>16</sup>は、平成 26 年改正

法附則第 117 条第 4 項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）に規定する旧認定法人については、同欄中「40」とあるのは、「35」として記載します。

5 「特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算」の各欄は、各連結事業年度において特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合に記載します。

6 「特定事業軽減対象連結欠損金額の合計額 20」及び「軽減対象連結欠損金額の合計額 21」の各欄は、措置法令第 39 条の 90 第 6 項及び第 7 項の規定により計算した金額をそれぞれ記載し、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。